

平成30年度 社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会事業計画

■基本方針

国の生活困窮自立支援制度や介護保険制度の見直しにより、地域福祉施策は大きく変化しています。福祉や生活に対するさまざまな課題が深刻化する中、家族の絆、地域住民の支えあい、交流の大切さが改めて重要視されています。また多岐にわたる施策は、多様な福祉ニーズの展開とともに重層的・横断的に福祉課題として対応できる体制が求められており、誰もが安心して福祉サービスの利用ができる「地域包括ケアシステムの構築」が最重要課題となっています。

このような中、平成31年度からの計画となる第2次吉野川市地域福祉活動計画の策定準備に着手いたします。地域福祉の推進役としての役割や期待も年々大きなものとなっており、本会の持つネットワークを最大限に活かしながら、地域が持つ力と公的な支援体制の連携、協働に向けて取り組んでまいります。

■重点目標

○組織運営、経営基盤体制の整備

組織のガバナンス強化や運営の透明性の向上、財務規律の強化など社協として今後も地域住民に信頼され、より安定した法人経営ができるよう、組織運営の体制整備に取り組めます。

○ボランティアセンターの充実強化

ボランティアの育成を推進するとともに、活動の活性化を図るため地域住民を「つなぐ」コーディネート機能を充実させます。また災害時に災害ボランティアセンターを円滑に設置運営するために日頃から体制整備や関係団体と連携を図り、設置訓練を行いながら対応に努めます。

○地区社会福祉協議会の活動支援

住民の主体的な参加による地域の支え合い、交流、研修など地域福祉の活動を推進するため地区社協の活動を強化し、活動の基盤整備及び活動支援に取り組めます。

1. 法人運営事業

住民のニーズに敏速かつ的確に対応できる『わかりやすい、親しみやすい、利用しやすい』組織を目指して基盤強化を進めるとともに、法令を遵守し、信頼性・透明性を確保しながら、より適正な運営を図ります。

(1) 組織体制及び機能の強化

- ①理事会及び評議員会の開催
- ②監事による監査の実施
- ③事務局体制の強化
 - ア. 職員会議（課長会・事業会議）の実施
 - イ. 人材育成と組織力の向上（研修会への参加促進・各種福祉資格の取得奨励）
 - ウ. 計画的な職員採用
- ④各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正
- ⑤苦情解決体制（第三者委員の設置）

(2) 財政基盤の確立

- ①社協会員加入の拡充強化（募集強化月間：7月～8月）

本会活動を周知し事業について理解を求め、普通会员の加入促進と、賛助会員（福祉関係者・団体等）の増強を図り、自主財源の確保に努めます。
- ②有料広告の掲載
本会が発行する広報紙等に有料広告を掲載し、自主財源の確保に努めます。

(3) 共同募金運動への協力

助け合いの精神と福祉への参加を呼びかけ、共同募金運動に積極的に協力します。

2. 共同募金配分金事業

共同募金地域配分金を各事業に活用し、地域福祉の推進を図ります。

| 事業名 | 具体的な実施内容 |
|--------------|---|
| ボランティアセンター事業 | ※3p参照 |
| 心配ごと相談事業 | ※3p参照 |
| 広報活動の推進 | ※3p参照 |
| 社会福祉大会の開催 | ※3p参照 |
| 地域福祉活動計画推進事業 | ※4p参照 |
| 福祉育成・援助活動事業 | 小地域福祉ネットワークづくり推進事業 地区社協活動の推進 団体の支援 ※4P参照 |
| 歳末たすけあい配分金事業 | 要援護世帯等への配分 歳末期の事業実施団体への配分 その他目的に沿った事業 |

(1) ボランティアセンター事業

吉野川市ボランティアセンターとしての機能の充実強化を図るため、ボランティアコーディネート事業を中心に、ボランティア活動の育成援助、情報提供、学習の場の提供等の事業を実施します。

①ボランティア活動の育成援助

- ア. ボランティア活動に関する相談・斡旋・紹介・養成・情報の提供を行い、ボランティア活動を目的とする個人・団体を支援
- イ. ボランティア活動保険・行事用保険の普及及び事務
- ウ. 災害ボランティア講座の実施
- エ. 吉野川市ボランティア連絡協議会の事務

②福祉教育の推進

- ア. 第12回サマーチャレンジボランティアの開催
ボランティア精神に欠くことのできない自発性・社会性・連帯性・創造性を養いボランティア意識を高めることや、ボランティア活動の楽しさや参加するきっかけづくりとなることを目的に、市内学生を対象に夏休みに開催します。
- イ. 福祉教育講座の実施
市内の依頼のあった小中学校へ「出前講座」としてボランティア等の派遣をします。

(2) 心配ごと相談事業

悩みごとや困りごとなどの相談や法律・行政相談などの専門的な相談についての窓口を設置し、必要に応じて適切な専門機関を紹介するなど、問題解決のために必要なサービスにつなげるための助言、援助を行います。相談員の研修を実施し、相談体制の強化を図ります。

- ①一般相談 ア. 鴨島（毎週金曜日）
イ. 川島（毎月第1・第3火曜日）
ウ. 山川（毎週金曜日）
エ. 美郷（隔月第3木曜日）
- ②専門相談 法律相談（鴨島 第3水曜日）
- ③婚活支援イベントの開催

(3) 広報活動の推進

社協の役割や活動を周知し、啓発活動の強化に努めます。

- ①広報紙「よっしゃ！福祉吉野川」の発行（広報編集委員会の設置）
- ②チラシ「社協のお知らせ」の発行（随時）
- ③ホームページによる情報の提供

(4) 第14回吉野川市社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉事業に功績のあった方々を表彰するとともに、吉野川市の福祉関係者が一堂に会し、今後の社会福祉について考え発展に資することを目的に開催します。

(5) 地域福祉活動計画推進事業

平成26年度から平成30年度までの5カ年計画である地域福祉活動計画を基本に、地域の福祉課題の解決に向けて、地域福祉活動計画実行委員会を中心に住民や関係団体とともに取り組みます。

また、地域の力だけでは解決されにくい課題に対しては、市社協が持つ公益性やネットワークを最大限に生かし、計画の推進に努めます。

(6) 福祉育成・援助活動事業

高齢者、障がい者、児童等の要援護者が地域で安全・安心に暮らしていくために、地域の住民の手によって支えあい、特に支援を必要とする方のニーズを把握し、地域で見守るネットワークの構築を目標とし、その地域に即した事業の展開を図ります。

①小地域福祉ネットワークづくり推進事業

地域住民を中心とする小地域での協働体制を確立することを目的として、地区社協に小地域福祉ネットワーク推進委員会を設置し、援助を必要とする世帯に対し、推進員・福祉協力員等が連携し推進します。日常の声かけなどによる安否の確認を行うとともに、相談・調整を図りながら必要な福祉サービスの提供を行い、日常的に支えるネットワーク活動を実施します。

②地区社協活動の推進

小地域福祉の取り組みを行う中で住民にとって最も身近な地域福祉の推進役である地区社協の活動を支援し、自主活動の活性化を支援します。

ア. 地区社協活動の支援

イ. 地区社協連絡会の開催

情報交換の場として、連絡会を開催します。

ウ. 地区社協役員研修

地区社協の役員を対象に参加型研修を行います。

③団体の支援

各団体の事務局として活動を支援します。

ア. 各地区民生委員児童委員協議会

イ. 吉野川市老人クラブ連合会

ウ. 吉野川市身体障害者連合会

エ. 吉野川市手をつなぐ育成会

オ. その他関連団体

3. 福祉バス運営事業

福祉活動援助を目的に、福祉バス（29名乗りマイクロバス）を運行します。

①運 行 毎日（12/29～1/4除く）

②利用条件 利用人数：10名以上28名以内

走行距離：原則350km以内

4. 日常生活自立支援事業

徳島県社会福祉協議会から受託し、生活や金銭管理、成年後見制度など幅広く権利擁護に関する相談を受け、高齢の方や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるよう支援します。また、支援内容が複雑化する状況の中で事業の信頼性を高め、継続的・発展的な事業の推進を図ります。各種研修への参加や定例的に生活支援員研修会を開催することでサービスの資質向上に努めます。

- ①専門員 権利擁護に関する相談・調整・契約の締結を行います。
- ②生活支援員 契約内容にそって利用者を訪問し、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行います。

5. 生活福祉資金貸付事業

徳島県社会福祉協議会から受託し、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対し、低利または無利子で多様なニーズに対応した資金の貸付と民生委員の必要な援助指導を行うことにより、生活の自立と安定、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

- ①資金種類
ア. 総合支援資金 イ. 福祉資金 ウ. 教育支援資金 エ. 不動産担保型生活資金
- ②貸付調査運営委員会の設置
- ③研修会への参加

6. シルバー大学校設置管理運営受託事業

とくしま“あい”ランド推進協議会から受託し、シルバー大学校吉野川校を運営します。

- ①定員 55名（園芸コース25名・ICTコース30名）
- ②実施期間 6月下旬から翌年3月下旬
- ③開講場所 吉野川市文化研修センター
- ④学習内容 120時間（教養科目70時間・専門科目50時間）
年間30回（毎週木曜日 午前10時～午後3時）

7. 障がい者移動支援事業

吉野川市から受託し、障がい者等の社会参加と福祉の増進を図ることを目的に、在宅の重度障がい者が通院や公的機関等へ外出する移動手段のひとつとしてリフト付き自動車を運行し支援を行います。

- ①対象者 ア. 身体障害者手帳1・2級所持者
イ. 療育手帳A所持者
ウ. 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
エ. 重度の寝たきりである者
- ②運行 毎日（12/29～1/3除く）午前9時～午後5時
- ③利用条件 原則月3回

8. 障がい者社会参加促進事業

吉野川市から受託し、講習会やレクリエーションを通して障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

(1) 障がい者レクリエーション教室の開催

引きこもりがちな障がい者の社会参加を促し、仲間づくりや交流を図ります。

①対象者 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳所持者

②内 容 料理教室，体験学習，スポーツレクリエーション教室等

(2) 声の広報発行事業

朗読ボランティアグループの協力のもと録音テープを作成し，視覚障がい者に貸し出すことにより情報提供を行います。

9. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

鴨島・美郷地区について吉野川市から受託し，日常から，健康づくりや食生活に視点をおき，専門講師等による講習会や健康体操を行います。各小地域を拠点に健康づくり推進員やリーダーを設置し，地域ぐるみで高齢者の生きがいと社会参加を促進しながら，事業の充実強化を図り，明るい長寿社会づくりを推進します。

10. 善意銀行

善意による市民からの金銭や物品を受け入れ，これを広く市民へ還元することを目的とする『善意銀行』を運営します。

①預託 ア. 現金預託（寄付金）

イ. 物品預託（介護機器等）

②払出 ア. 小口貸付金（3万円上限）

イ. 現物供与（8千円を限度とする食糧品等の給付）

・貸付調査委員会の設置

ウ. 小規模災害見舞金

エ. 物品の貸出（車いす・餅つき道具・AED）

11. 介護事業

居宅介護支援事業や各種指定居宅サービスを実施し，介護を必要とする世帯を支援し，在宅福祉の充実を図ります。また要支援と認定された高齢者が要介護状態になることを予防し，自立した日常生活を営むことができるようになるための介護予防サービスを提供します。

(1) 介護保険事業

①居宅介護支援事業

介護認定を受けた方に対し，介護保険のサービスを利用する際に必要な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や福祉サービス等の相談を行います。

②訪問介護事業

介護認定を受けた方や総合事業対象者に対しホームヘルパーが自宅に訪問し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる支援を行います。

③要介護認定訪問調査

吉野川市等から委託を受けて、要介護認定の訪問調査業務を行います。

(2) 家族介護教室

吉野川市から依頼を受け、家族介護教室の開催について協力します。

12. 美郷在宅介護支援センター事業

吉野川市から受託し、高齢者の在宅介護に関する相談に応じ、関係機関やサービスの提供者との連絡調整を行う公的な相談・支援機関として、事業を実施します。

13. 老人福祉センター等指定管理事業

吉野川市から指定を受け指定管理者として利便性の向上を図り、福祉に関わる団体等の活動を支援するため、管理運営を行います。

ア. 鴨島老人福祉センター別館

イ. 山川老人福祉センター

ウ. 美郷ふれあい交流の家